

1/15 旗

介護保険

改悪ストップ A

Q

④

要支援者向けの訪問・安い費用でサービスを肩

通所介護が介護保険サ

代わりさせます。

ビスから市町村の事業に移されれば、介護事業所も大打撃を受けます。

介護保険サービスでは、内容や人員に関する基準が全国一律で定められ、介護事業所への報酬も決められています。市町村の事業ではこれらの基準がなくなり、ボランティアやNPO（非営利団体）、民間企業などに

このため、経営難に陥る介護事業所が続出するのは必至です。

訪問介護の分野では従来、介護事業所の専門職員（ホームヘルパー）が高齢者の生活全般を支えながら病状を把握し、精神的サポートも行ってきました。厚労省はこれを、ボランティアによる介護予防

Q 介護事業所どうなる？

A 要支援はずして大打撃



解体し、ボランティアによる洗濯の手伝い、民間企業による宅配弁当などに置き換えていく考えです。要支援者向けにはホームヘルパーはいるないというに等しい姿勢です。

通所介護も従来は、介護や看護の専門職員が一定数以上いる事業所が担ってきました。

厚労省はこれを、ボランティアによる介護予防教室やサロン（交流の場）などに取り換えていく考えです。既存の事業所は、今までのサービスを提供できなくなります。

既存の介護事業所がサービスを続ける場合には、報酬を現行以下に下げます。

北海道デイサービスセンターの調査では、99.1事業所のデイサービス利用者のうち25%が要支援者でした。同センターは「要支援外し」が高齢者の状態を悪化させ、経営にもはかりしれない打撃を与えるとして、反対を表明しています。

(つづく)